| | (い) 建築物調査員資格者証等の種類 | (ろ) 建築物、建築設備等及び昇降機等の種類 | (は) 講習 |
|---|---|---|---|
| (一) | 特定建築物調査員資格者証 | 特定建築物 | 特定建築物調査員（特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者をいう。以下同じ。）として必要な知識及び技能を修得させるため、次条、第六条の八及び第六条の十において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録特定建築物調査員講習」という。） |
| (二) | 建築設備検査員資格者証 | 建築設備（昇降機を除く。以下この表において同じ。）及び防火設備（建築設備についての法第十二条第三項の検査及び同条第四項の点検（以下この表において「検査等」という。）と併せて検査等を一体的に行うことが合理的であるものとして国土交通大臣が定めたものに限る。） | 建築設備検査員資格者証の交付を受けている者（以下「建築設備検査員」という。）として必要な知識及び技能を修得させるため、第六条の十一において準用する第三条の十二において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十八（第一項を除く。）までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築設備検査員講習」という。） |
| (三) | 防火設備検査員資格者証 | 防火設備（(二)項の(ろ)欄に規定する国土交通大臣が定めたものを除く。） | 防火設備検査員資格者証の交付を受けている者（以下「防火設備検査員」という。）として必要な知識及び技能を修得させるため、第六条の十一において準用する第三条の十二において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録防火設備検査員講習」という。） |
| (四) | 昇降機等検査員資格者証 | 昇降機（観光用エレベーター等を含む。）及び遊戯施設 | 昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者（以下「昇降機等検査員」という。）として必要な知識及び技能を修得させるため、第六条の十一において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録昇降機等検査員講習」という。） |

（特定建築物調査員講習の登録の申請）

**第六条の七**　前条の表の(一)項の(は)欄の登録は、登録特定建築物調査員講習の実施に関する事務（以下「登録特定建築物調査員講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（登録の要件）

**第六条の八**　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　次条第四号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二　次のいずれかに該当する者が講師として登録特定建築物調査員講習事務に従事するものであること。

イ　建築基準適合判定資格者

ロ　特定建築物調査員

ハ　学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学その他の登録特定建築物調査員講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学その他の登録特定建築物調査員講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ニ　建築行政に関する実務の経験を有する者

ホ　イからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三　法第十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく調査又は検査を業として行つている者（以下「調査検査業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　前条の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、調査検査業者がその親法人であること。

ロ　登録申請者の役員に占める調査検査業者の役員又は職員（過去二年間に当該調査検査業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が調査検査業者の役員又は職員（過去二年間に当該調査検査業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

（登録特定建築物調査員講習事務の実施に係る義務）

**第六条の九**　登録特定建築物調査員講習事務を行う者（以下「登録特定建築物調査員講習実施機関」という。）は、公正に、かつ、前条第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録特定建築物調査員講習事務を行わなければならない。

一　建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者であることを受講資格とすること。

二　登録特定建築物調査員講習を毎年一回以上行うこと。

三　登録特定建築物調査員講習は、講義及び修了考査により行うこと。

四　講義は、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

| 科目 | 時間 |
|---|---|
| 特定建築物定期調査制度総論 | 一時間 |
| 建築学概論 | 五時間 |
| 建築基準法令の構成と概要 | 一時間 |
| 特殊建築物等の維持保全 | 一時間 |